

児童相談所開設に向けたロードマップ(案)

項目		28年度		29年度(改正法施行・1年目)				30年度(2年目)				31年度(3年目)				32年度(4年目)				33年度(5年目)				34年度(6年目以降)			
		10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
一時保護所整備	単独設置(一部改修)	→ 庁内調整																									
	単独設置(新築、全面改修)	→ 庁内調整																									
施設整備	一部改修(区有)	→ 庁内調整		基本設計・実施設計								改修工事				●開設											
予算・議会	予算			設計費(29・30年債務負担)								工事費(契約)															
	議会			児相移管に向けた児童相談体制の検討状況について、随時報告する。								●議決(工事)				初度調弁 児童相談所設置条例・児童福祉審議会設置条例・予算議決											
人材確保	児童福祉司	SV			SV候補(係長級)を都へ派遣																						
		SV以外			児童福祉司資格認定(通信)講座受講				児童福祉司資格認定(通信)講座受講				児童福祉司資格認定(通信)講座受講				●配置										
	児童心理司	SV							SV候補を都へ派遣								●配置										
		SV以外			●採用				●採用				●採用				●採用・配置										
	医師											医師会と調整				●配置											
	保健師															●配置											
	弁護士											弁護士会等と調整				●配置											
	事務															●配置											
非常勤職員															公募・採用・研修				●配置								
都職員							東京都と調整												●派遣 受入れ								
都への派遣研修	児童福祉司			→ 研修派遣				→ 研修派遣				→ 研修派遣															
	児童心理司							→ 研修派遣				→ 研修派遣															
	児童指導員・保育士							→ 研修派遣				→ 研修派遣															
	所長																										
関係施設の拡充及び関係団体の協議・調整	児童福祉施設等											入所手順の確認・施設入所児童の把握・施設入所児の引継ぎ															
	里親会(東京養育家庭の会)・養育家庭											研修等の事業委託・支部の調整、養育家庭委託児童の把握・引継ぎ				●事業委託											
	要対協			●児相一時保護所設置の説明				構成予定者、運営のあり方の再検討				開催方法や頻度などの決定、実施準備															
	児童福祉審議会							審議会委員の選定、専門部会設置の検討				開催方法や頻度など審議会・専門部会の運営の決定、実施準備															
区内部の検討	開設準備室																										
	子家センのあり方を含めた児童相談体制			児相設置市が処理する事務を含め、児童相談所や子家セン、各関係機関、関係所管課などを含めた児童相談体制の検討				外部有識者から「世田谷ならではの児童相談体制」実現に向けた助言を得ながら検討する。																			
	児相設置市が処理する事務			関係所管課との調整				組織・人員配置について検討				事務の実施に向けての準備															
引継ぎ関係	ケース移管							引継ぎ事項の検討				引継ぎ方法などの調整				研修と並行してケース引継ぎ											
	事務移管							引継ぎ事項の検討				引継ぎ方法などの調整				事務引継ぎ											
	関係書類											事務移管の覚書締結・措置台帳等整理・引継ぎ															
その他	相談システムの構築			システム構築のため都との協議、移行に向けた準備								データ移行															
	区民への周知			●区民へ児相・一時保護所設置の説明 ●施設建設に際し地域住民へ説明								●保護者への説明・広報・リーフレット配布															

ただし、開設時期については、特別区間の連携を考慮し、複数区での同時開設を目指すことから、状況に応じて調整する。

他自治体との広域連携を前提に、単独設置で調整中。児童相談所開設当初は共同設置への参加を含め検討する。